

○公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公営住宅法第四十五条第一項の事業）</p> <p>第一条 公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>一項</u>に規定する共同生活介護（次条において「共同生活介護」という。）又は同条第十七項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業</p> <p>四 （略）</p>	<p>（公営住宅法第四十五条第一項の事業）</p> <p>第一条 公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>項</u>に規定する共同生活介護（次条において「共同生活介護」という。）又は同条第十六項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業</p> <p>四 （略）</p>